

8 農業経営基盤強化促進法のしくみ

農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）は、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向け農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積など農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的に平成5年に制定されており、特定農業法人制度や認定農業者制度を含めた全体の仕組みは次のとおりです。

（※「農業経営基盤強化促進法」は、平成5年に「農用地利用増進法」から名称変更されました）

